

第3期 幌加内町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

北海道幌加内町
令和7年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 関連計画との関係.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定方法.....	5
6 子ども・子育て支援をめぐる国の動向.....	6
第2章 本町の現況	7
1 人口動態.....	8
2 子育て環境の状況.....	12
3 アンケート調査結果.....	15
4 第2期計画の評価.....	23
第3章 計画の基本理念と施策の展開	25
1 基本理念.....	26
2 基本目標と基本施策.....	27
3 施策の展開.....	28
第4章 計画の策定にあたって	32
1 子ども・子育て支援制度の概要.....	33
2 教育保育提供区域の考え方について.....	35
3 児童人口の将来推計.....	36
4 教育・保育の量の見込みと確保策.....	37
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策.....	39
6 教育・保育の一体的提供の推進.....	47
7 子どもの貧困対策の推進.....	48
8 関係施策の推進.....	49
第5章 計画の推進	50
1 計画の推進体制.....	51
2 計画の達成状況の点検・評価.....	51

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、日本社会では少子高齢化が進行し、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。少子化は経済的な要因やライフスタイルの多様化、育児に対する価値観の変化など、さまざまな要因によって引き起こされています。このような状況下で、子どもたちが健やかに成長し、安心して育てられる環境を整えることが急務となっています。

こうした背景から、従来の子ども・子育て施策を一元的に推進するため、令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が創設され、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律「こども基本法」が施行されました。

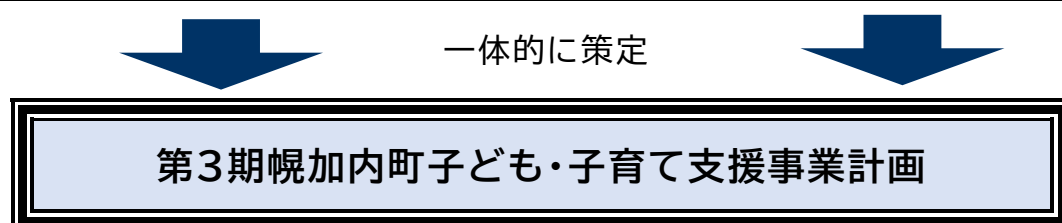
本町では、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 期幌加内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向けた取り組みを進めてきました。昨今の社会情勢に対応し、子どもの貧困対策やひとり親家庭の支援、さらに仕事と家庭生活の調和などを考慮し、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第 3 期幌加内町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

「第3期幌加内町子ども・子育て支援事業計画」は「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」、及び、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条における「市町村子どもの貧困対策計画」の3つの計画を一体的に策定することとします。

また、この計画は「幌加内町第8次総合振興計画」を最上位計画とし、町の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	子どもの貧困対策の推進に関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)	子どもの貧困対策計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含めて、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画	○子どもの貧困をなくすために、環境や教育の機会の均等を図る計画

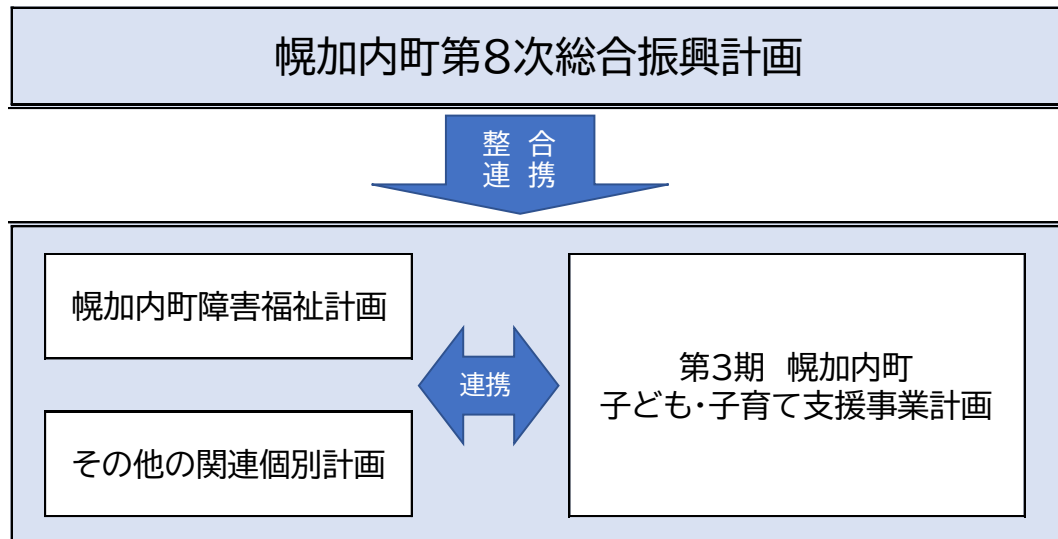


3. 関連計画との関係

本計画は、「幌加内町第8期総合振興計画」を上位計画とし、幌加内町における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの受給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

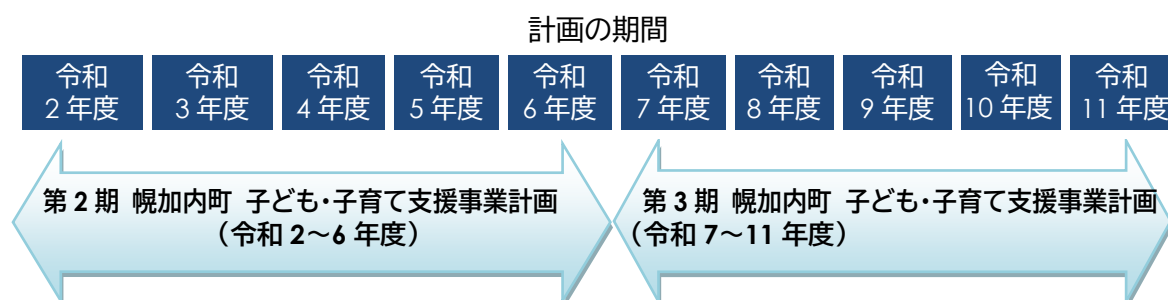
また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係(イメージ)



4. 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。なお、令和11年度には、成果と課題などを踏まえて評価を行います。



5. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条に定められている合議制の機関である「幌加内町子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、計画内容、事業運営、計画推進に関する審議を行います。

(2) アンケート調査の実施

幌加内町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、就学前児童をもつ保護者及び小学生児童をもつ保護者を対象にアンケート調査を実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としていきます。

■アンケート調査実施概要

項 目	区 分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童 就学児童	58	33	56.9%
調査期間	令和6年9月			
調査方法	対象世帯への郵送による配付・回収			

6. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

・定義（第2条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

・地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・都道府県こども計画等（第10条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

・こども等の意見の反映（第11条関連）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

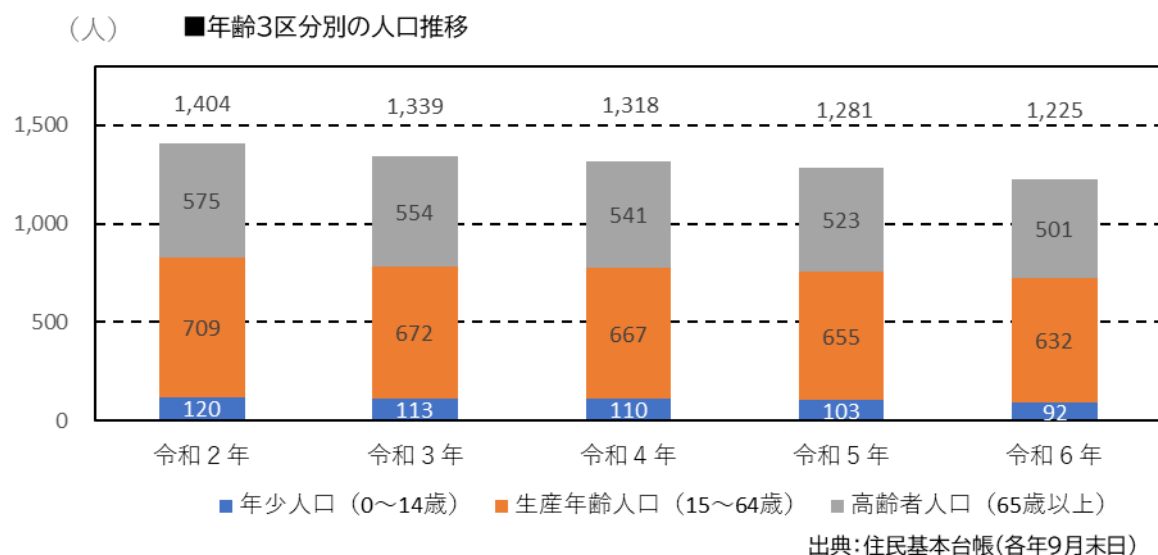
第2章 本町の現況

1. 人口動態

(1) 幌加内町の人口推移

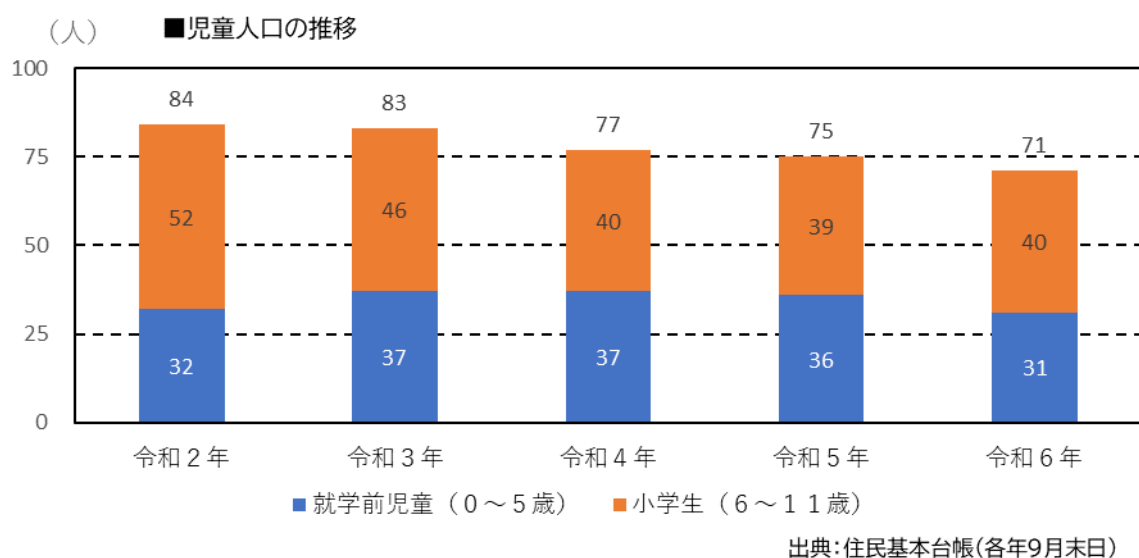
令和2年に1,404人だった本町の総人口は年々減少し、令和6年には1,225人となっています。

年齢3区分別の人口をみると、全ての世代で減少傾向がみられます。



(2) 児童人口の推移

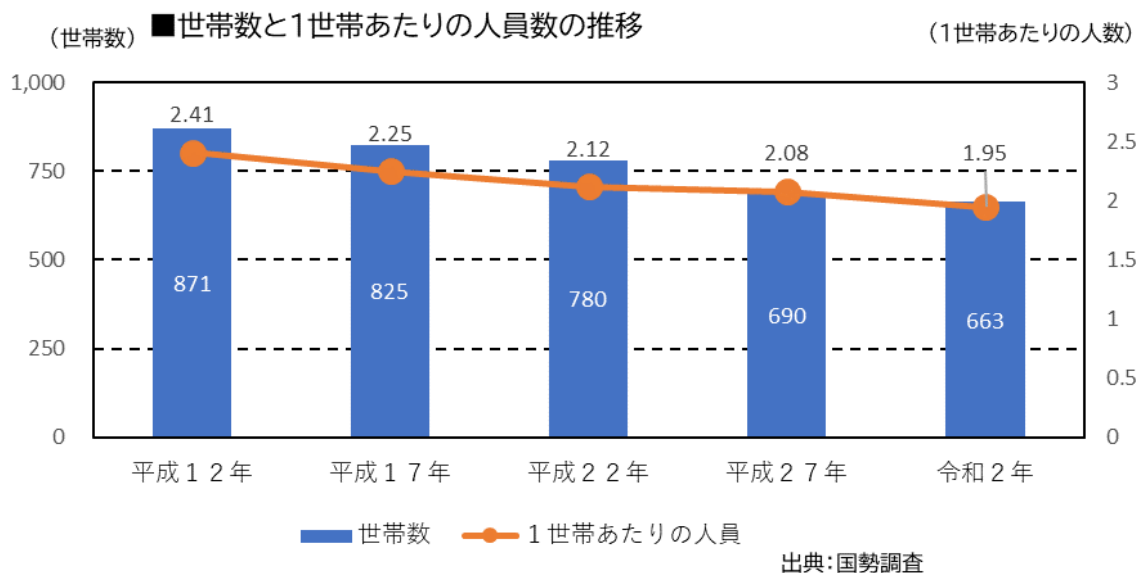
就学前児童(0～5歳)、小学生(6歳～11歳)共に減少が続いています。



(3) 一般世帯数の推移

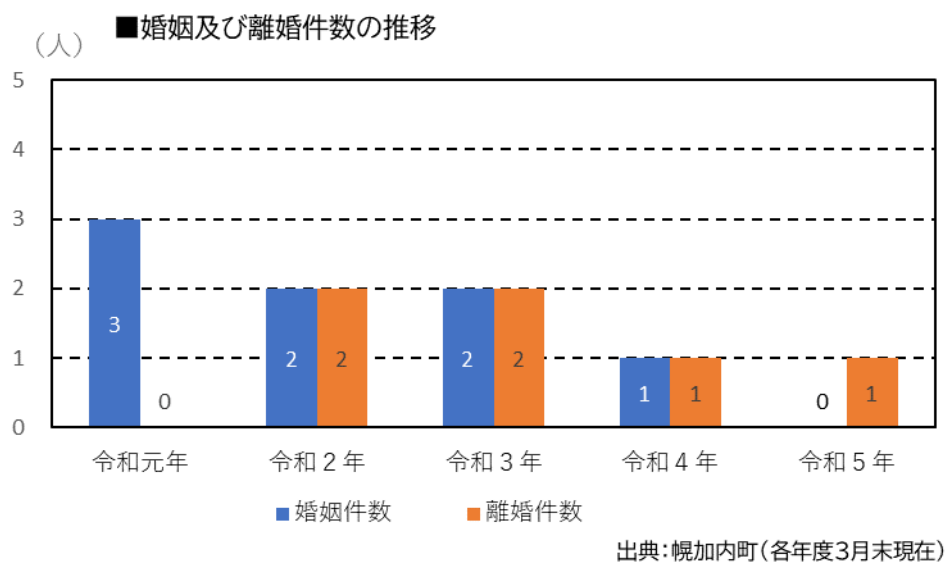
国勢調査による幌加内町の世帯数は年々減少しており、令和2年は663世帯になっています。

1世帯あたりの人員も年々減少しており、核家族化の進展がうかがえます。



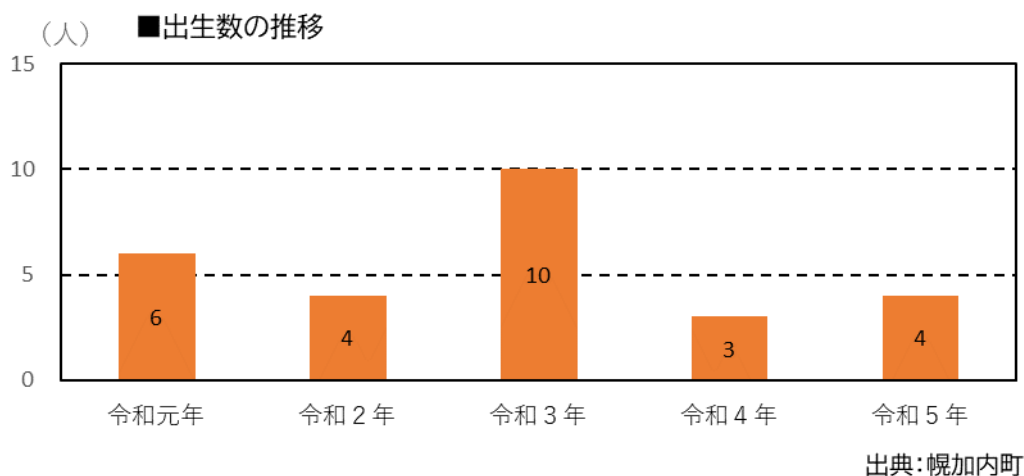
(4) 婚姻と離婚

本町の令和元年から令和5年までの年間平均婚姻件数は2件、離婚件数は1件とになっています。



(5) 出生の推移

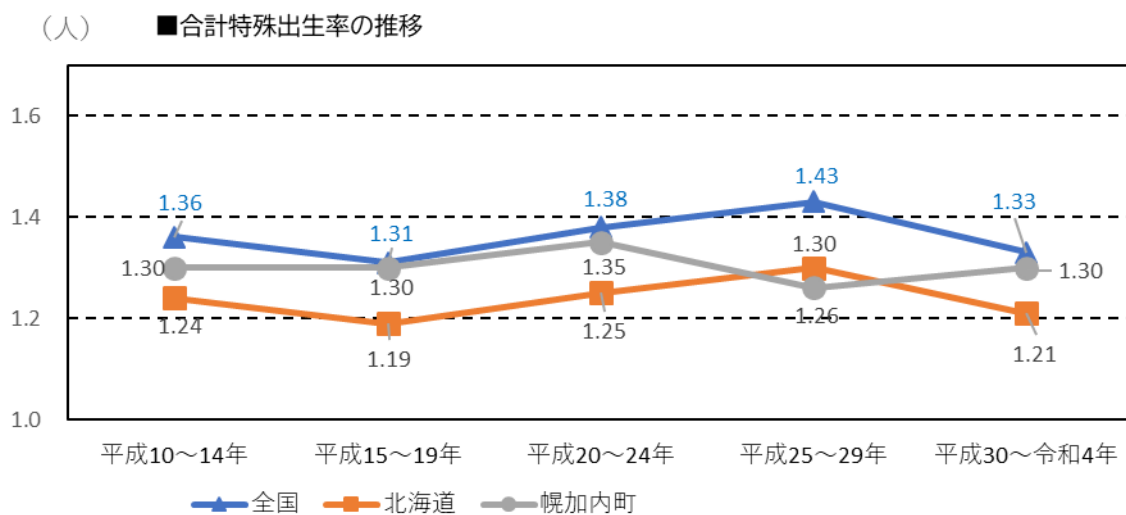
本町の令和元年から令和5年までの平均出生数は6人となっています。



(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

本町の合計特殊出生率は平成25～29年は国及び北海道よりも低くなりましたが、それ以外の期間はおおむね全国とほぼ同等の水準で推移しています。

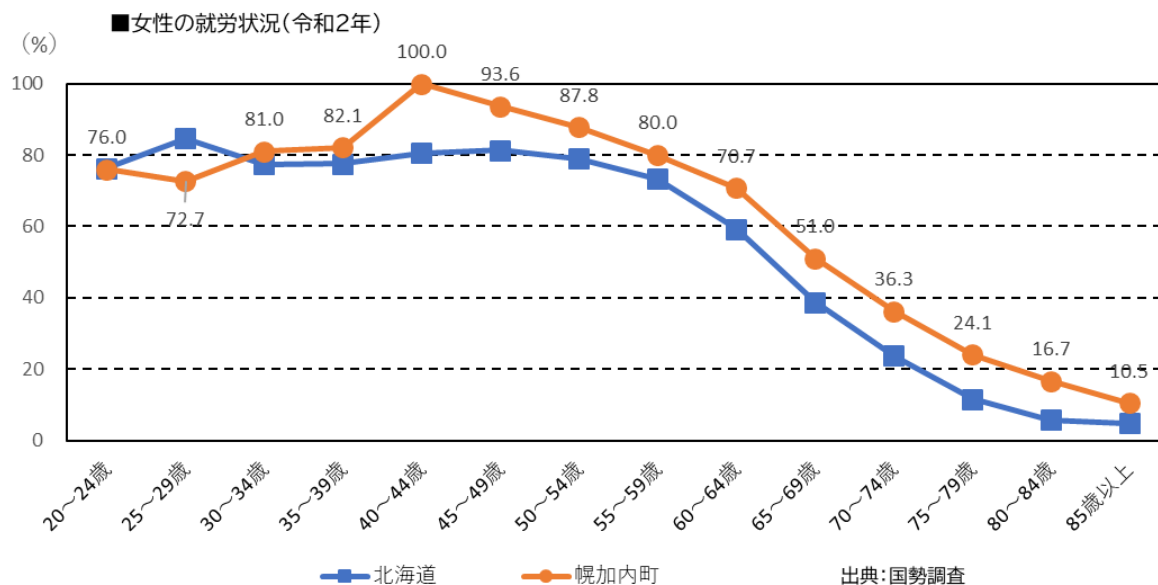


(7) 女性の就労の状況

女性の年代別就業数はいったん就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため、20代・30代の就業率がいったん低下する、いわゆる M 字カーブを描くことが多いといわれています。

令和2年の国勢調査に基づく女性の年齢階級別就労率をみると、本町は20歳から44歳まで就労率が上昇し、その後徐々に下がっていく曲線を描いています。

また、北海道平均と比較してみると、本町が20歳～29歳まで以外のすべての年代で北海道平均を上回る就労率となっています。

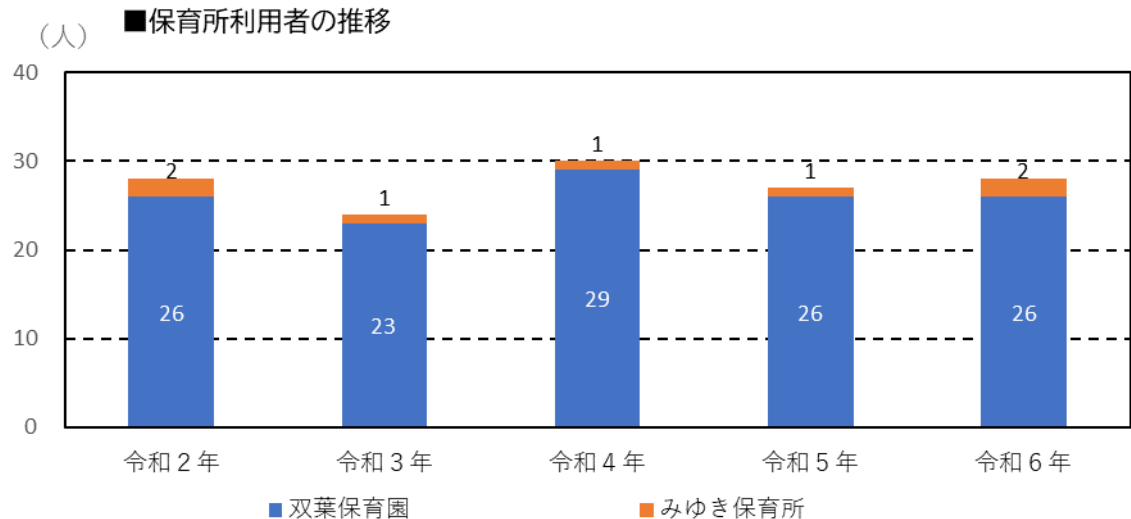


2. 子育て環境の状況

(1) 保育所の状況

町内における保育所数は、法人立の認可保育所が1ヶ所、公立の認可外保育所が1ヶ所設置されています。

保育所の利用者数は、令和2年から令和6年において、認可保育所及び認可外保育所共に利用者数の変動が少ない状態になっています。

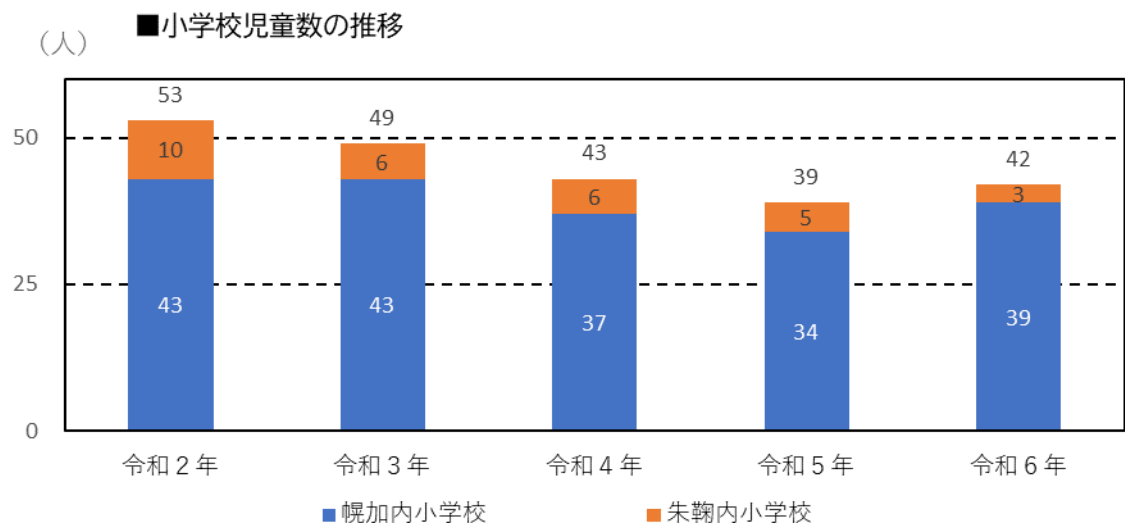


出典: 幌加内町

(2) 小学校の状況

本町には、政和以南の児童が通う幌加内小学校と、政和以北の児童が通う朱鞠内小学校の2校あります。

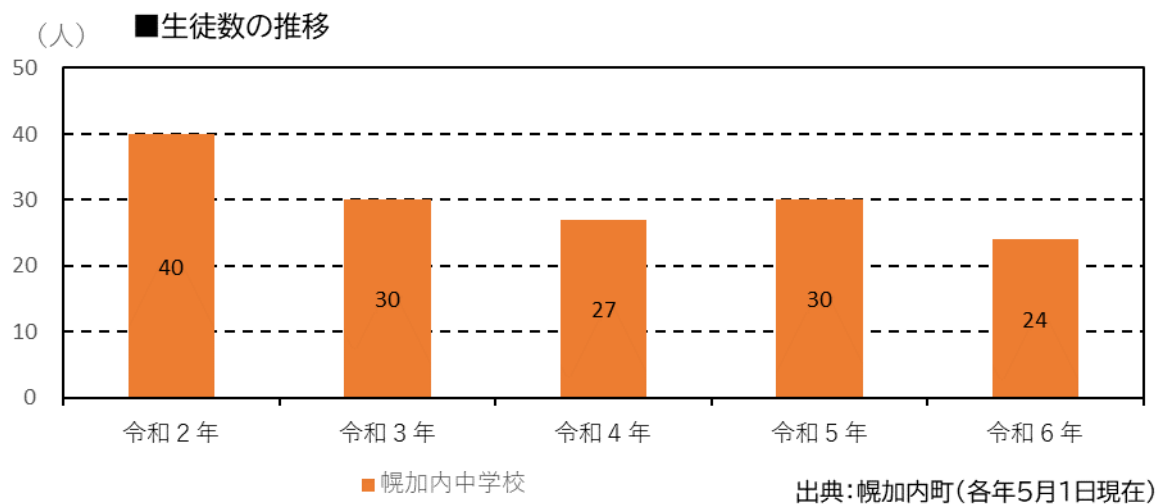
幌加内小学校はやや減少傾向にありますが児童数を維持しております。朱鞠内小学校については児童数が年々減少し、令和7年度より休校となります。



出典: 幌加内町(各年5月1日現在)

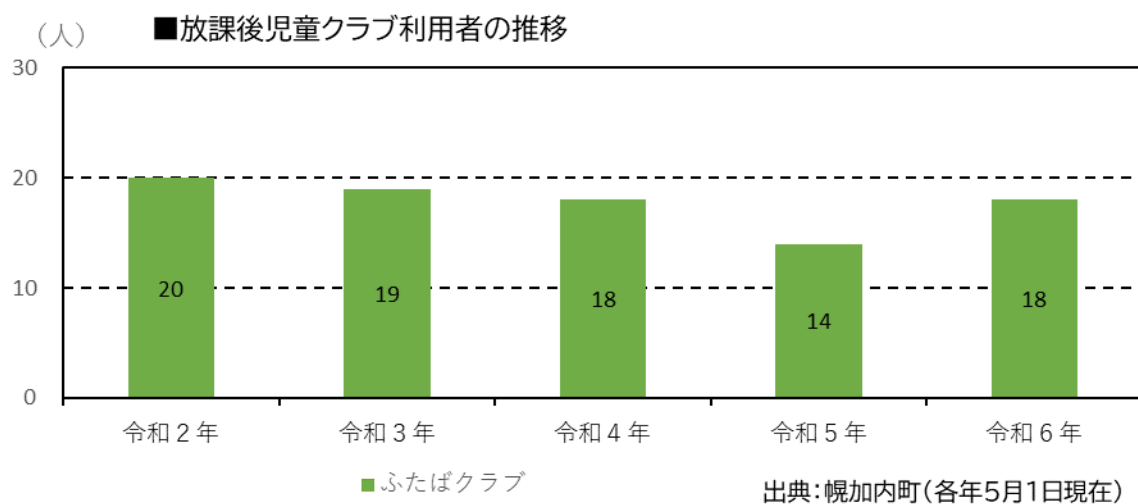
(3) 中学校の状況

本町の中学校は、全町の生徒が通う幌加内中学校の1校となっております。
生徒数は令和2年以降減少しており、令和6年の生徒数は24人となっております。



(4) 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブは1か所となっております。
令和2年から令和6年にかけて利用者数の変動は少ないですが、減少傾向にあると考えられます。



(5) 特別支援の状況

小学校の特別支援児童数は令和2年から令和5年度まで変動は少ないですが、令和6年に大きく増加しています。

中学校の支援学級の児童数もやや増加傾向で推移しています。

施設名		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小学校	学級数	3	3	3	3	4
	児童数	8	7	7	7	12
中学校	学級数	2	2	3	2	2
	児童数	2	4	6	6	5

(6) 障がい児支援の状況

本町には発達支援センターがないため、近隣市町村の施設を利用しています。

令和2年から令和6年にかけて利用者数の変動は少ないですが、年少人口の減少を踏まえると増加傾向にあると考えられます。

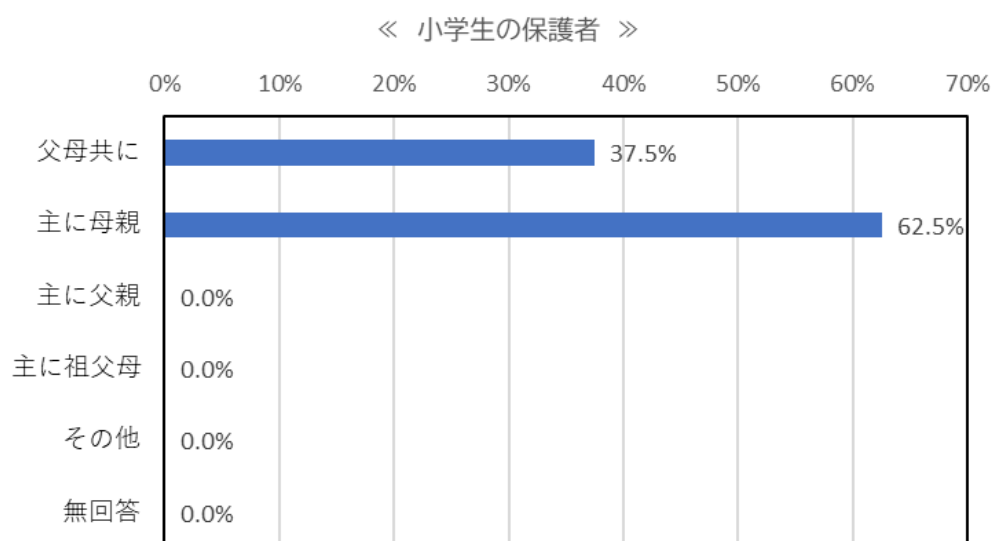
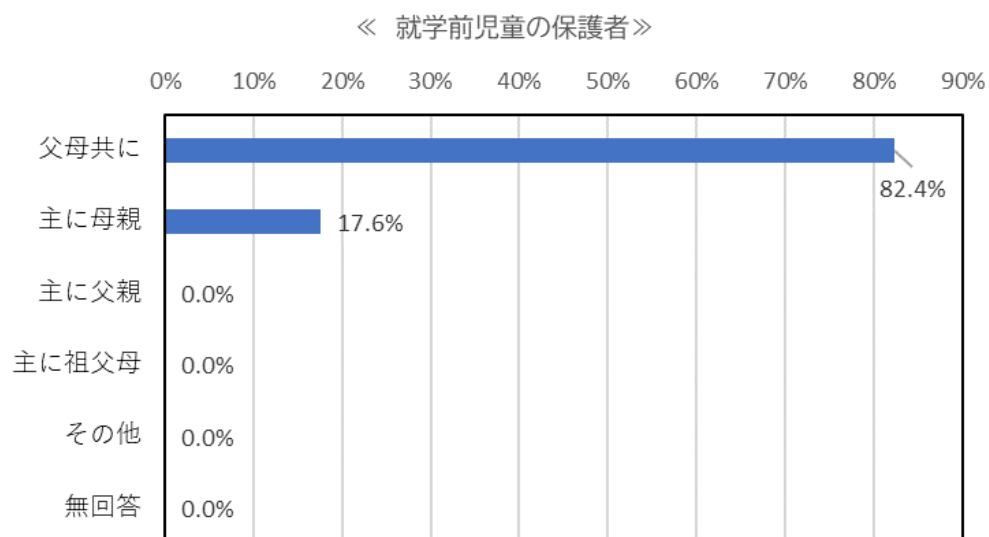
なお、障害児相談支援については、セルフプランを採用しているため、利用者数が0人となっています。

施設名	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
障害児相談支援	人	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス		2	1	1	0	0
児童発達支援		6	4	6	5	6

3. アンケート調査結果

(1) 子育てを主に行っている人

就学前児童の保護者は「父母ともに」が 82.4%、「主に母親」が 17.6%、小学生の保護者は「父母ともに」が 37.5%、「主に母親」が 62.5%となっています。

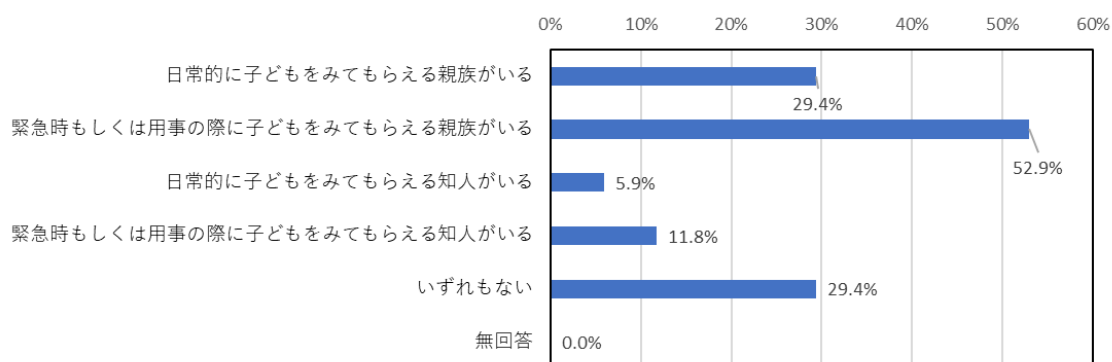


(2) 子どもをみてもらえる状況

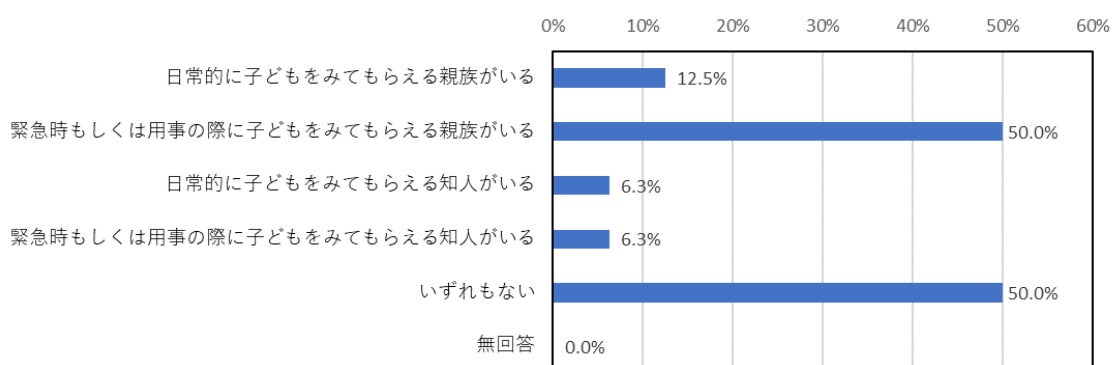
就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる」が 52.9%、次いで「日常的に子どもをみてもらえる親族がいる」及び「いずれもない」が 29.4%となっています。

小学生の保護者では、「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる」及び「いずれもない」が 50.0%、次いで「日常的に子どもをみてもらえる親族がいる」が 12.5%となっています。

《 就学前児童の保護者 》



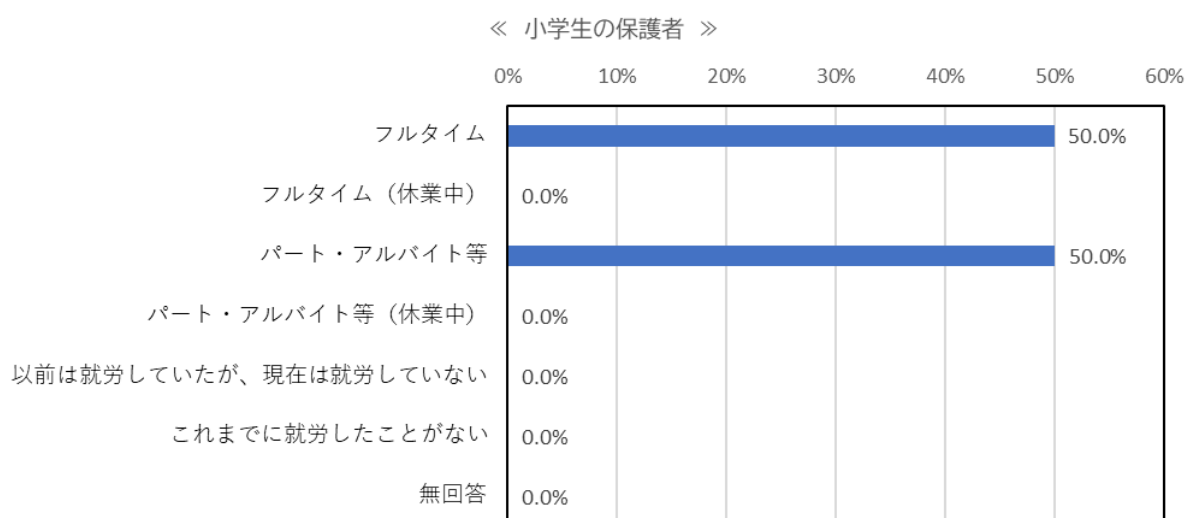
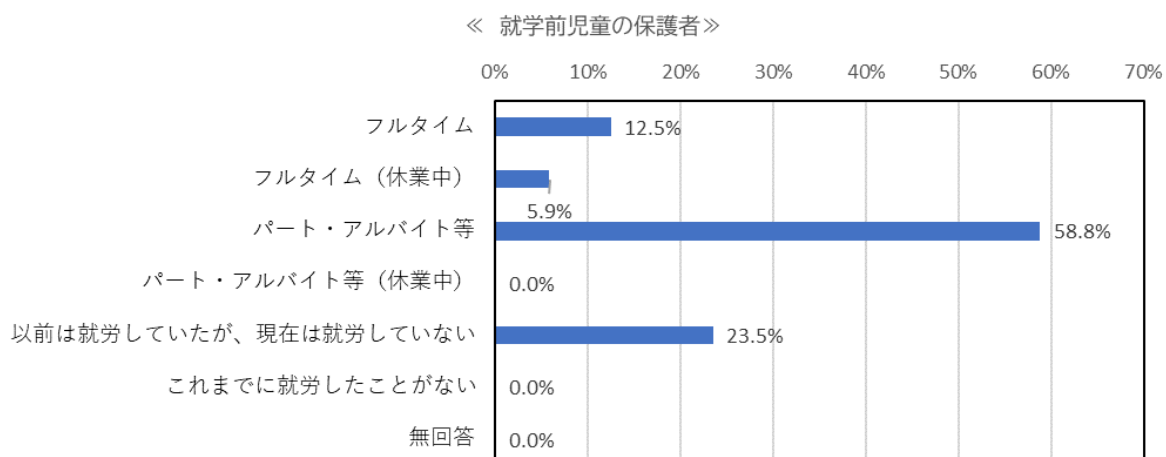
《 小学生の保護者 》



(3) 母親の就労状況

就学前児童の保護者は「パート・アルバイト等」が 58.8%で最も多く、続いて「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 23.5%、「フルタイム」が 12.5%となっています。

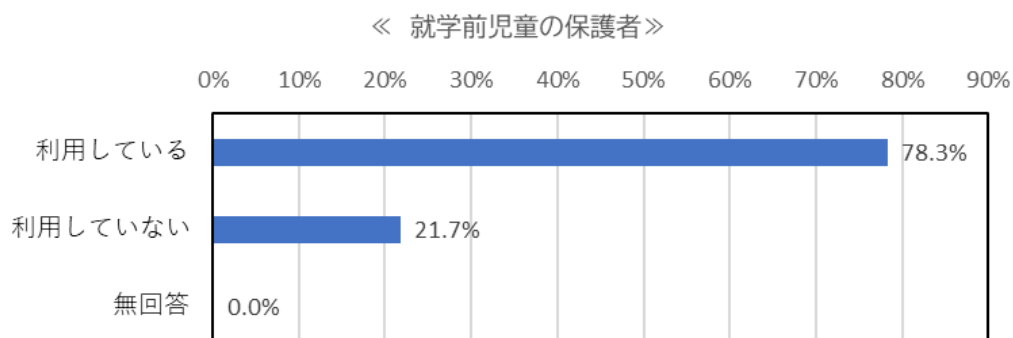
小学生の保護者は「フルタイム」及び「パート・アルバイト等」が 50.0%となっています。



(4) 現在の教育・保育施設の利用状況(就学前児童の保護者のみ)

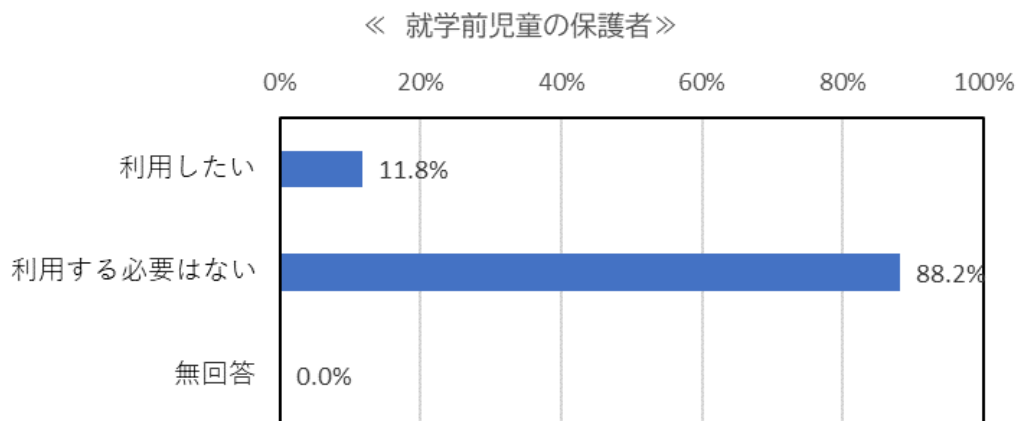
現在、定期的な教育・保育事業を「利用している」人は 78.3%です。

定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」及び「へき地保育所」の二つで 100%となっています。



(5) 短期入所生活援助事業の利用意向(就学前児童の保護者のみ)

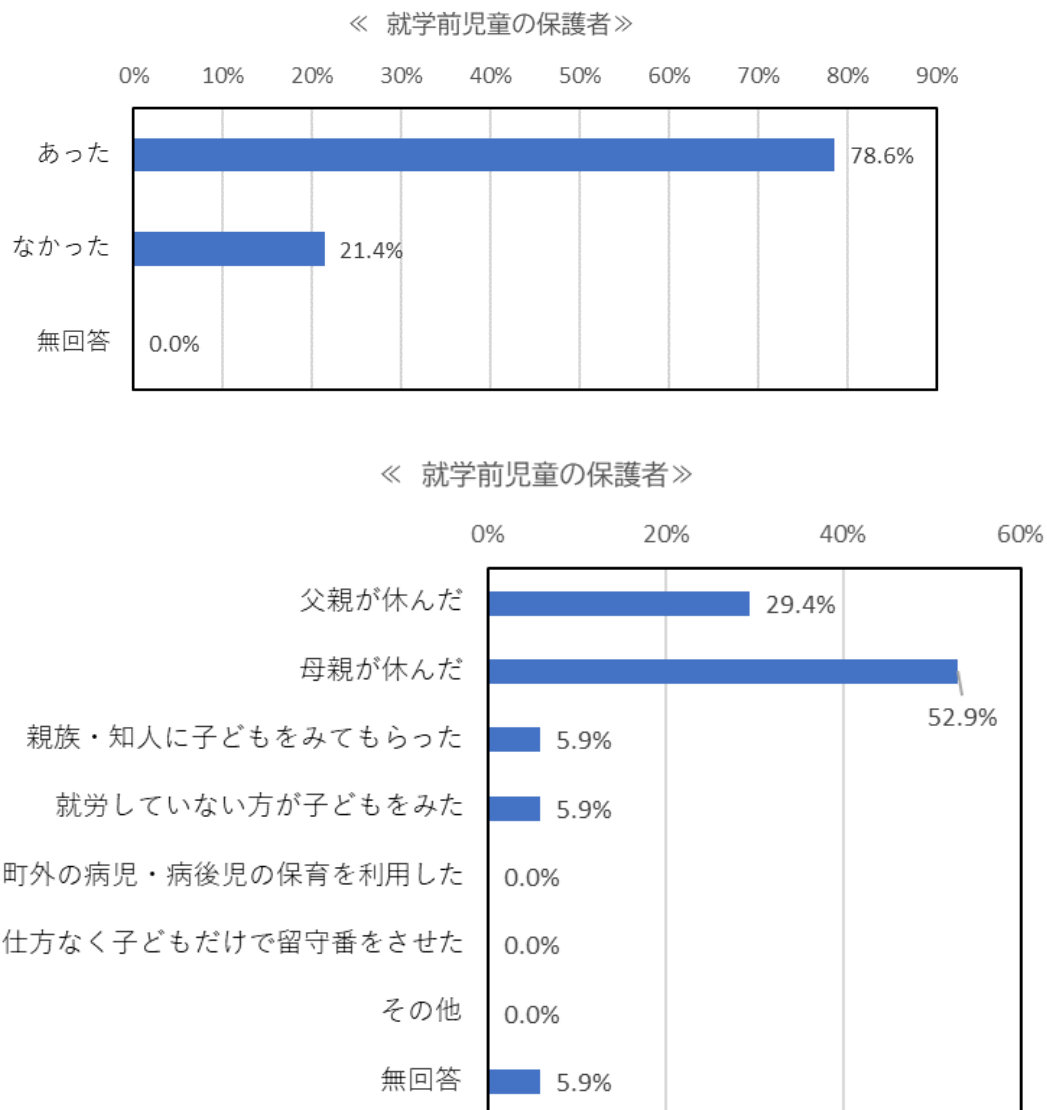
今後、短期入所生活援助事業を「利用したい」と回答した人は 11.8%、「利用する必要はない」と回答した人は 88.2%となっています。



(6) 子どもが病気やケガのときの対処方法(就学前児童の保護者のみ)

子どもが病気やケガのときに教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」人は78.6%、「なかった」人は21.4%となっています。

その対応方法は、「母親が休んだ」が52.9%で最も多く、次いで「父親が休んだ」が29.4%となっています。

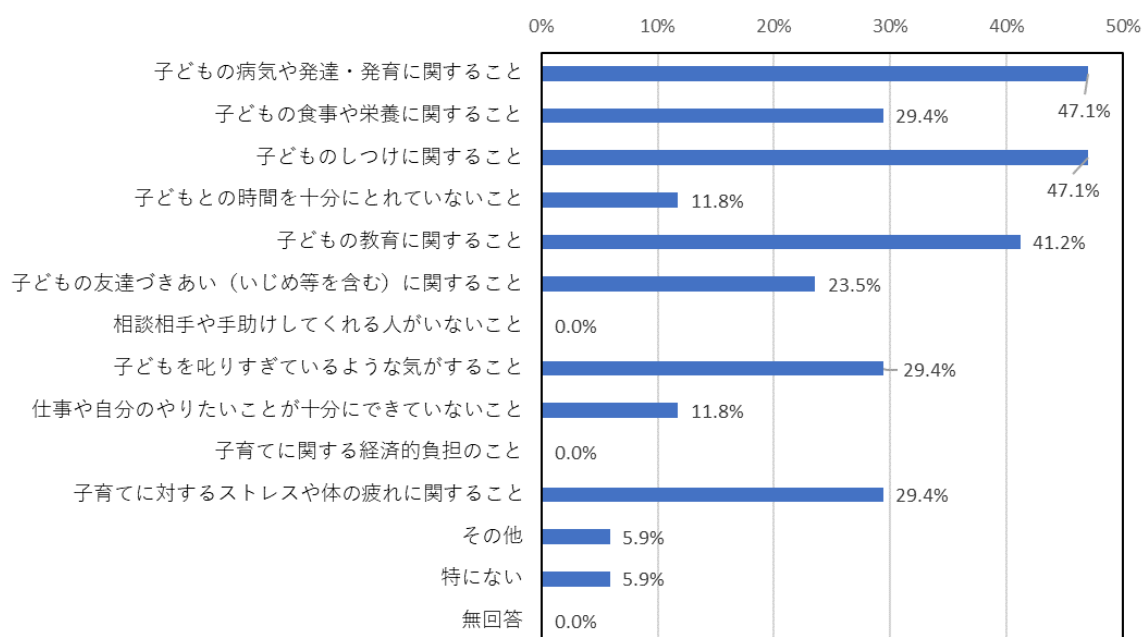


(7) 子育てする上で感じること

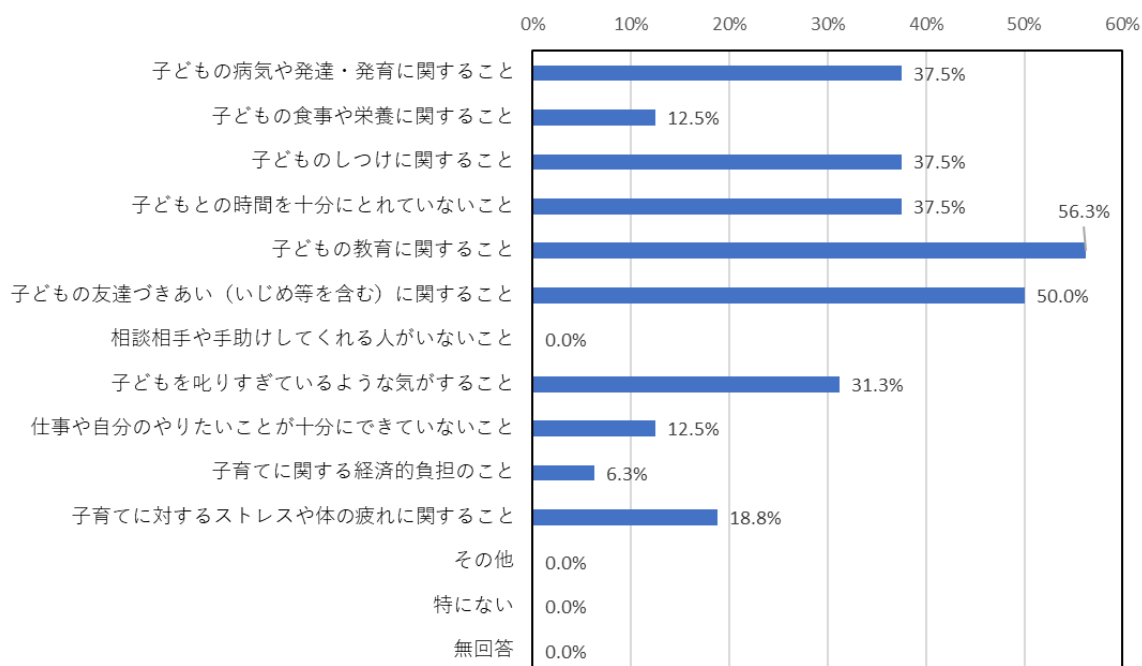
就学前児童の保護者は、「子どもの病気や発達・発育に関すること」及び「子どものしつけに関すること」が 47.1%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が 41.2%となっています。

小学生の保護者は「子ども教育に関すること」が 56.3%で最も多く、次いで「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が 50.0%、「子どもの病気や発達・発育に関すること」、「子どものしつけに関すること」、「子どもとの時間を十分に取れていない」が 37.5%となっています。

《 就学前児童の保護者 》



《 小学生の保護者 》

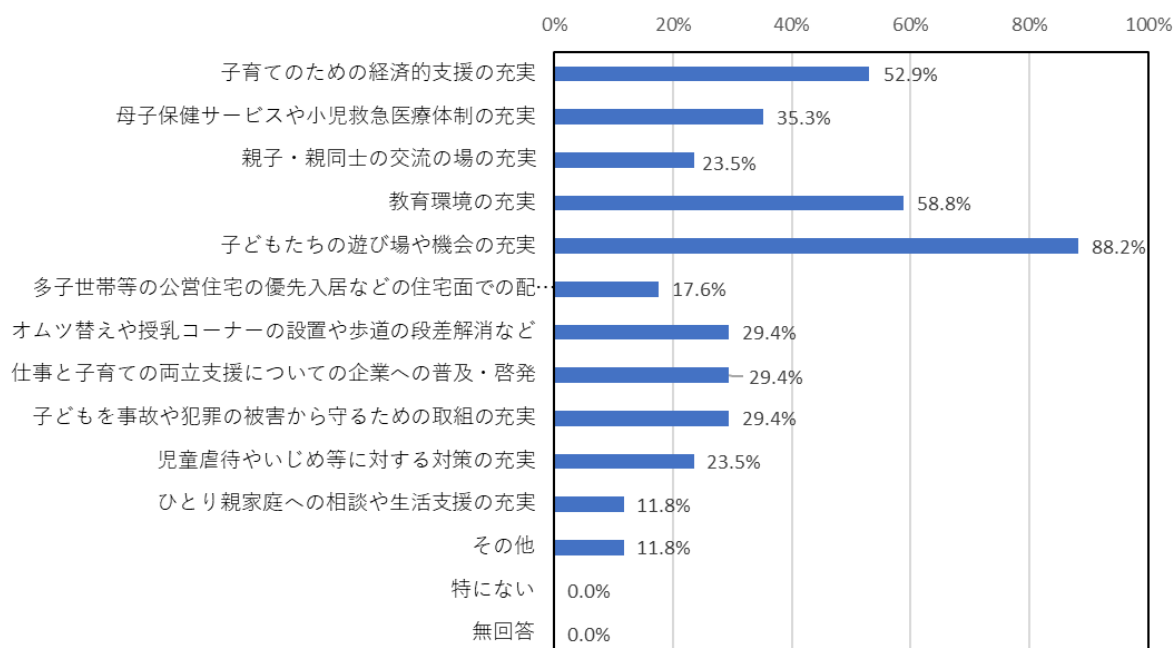


(8) 町の子育てについて特に期待すること

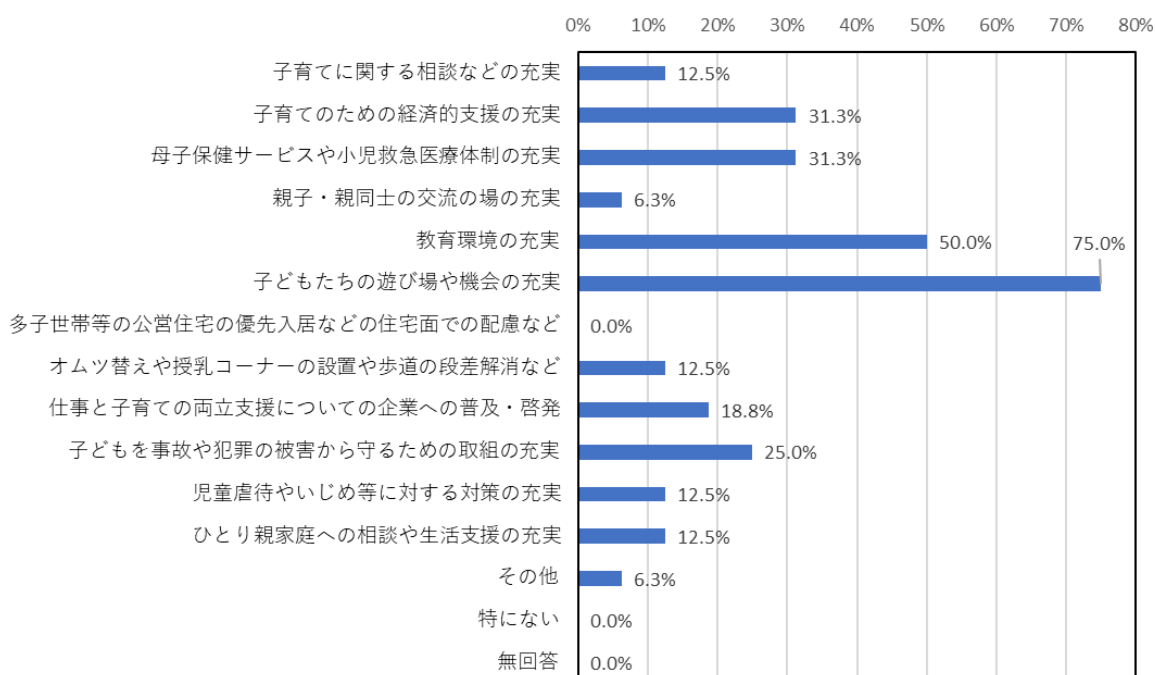
就学前児童の保護者は、「子どもたちの遊び場や機会の充実」が 88.2%と最も多く、次いで「教育環境の充実」が 58.8%、「子育てのための経済的支援の充実」が 52.9%となっています。

小学生の保護者は、「子どもたちの遊び場や機会の充実」が 75.0%で最も多く、次いで「教育環境の充実」が 50.0%、「子育てのための経済的支援の充実」、「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」が 31.3%となっています。

《 就学前児童の保護者 》

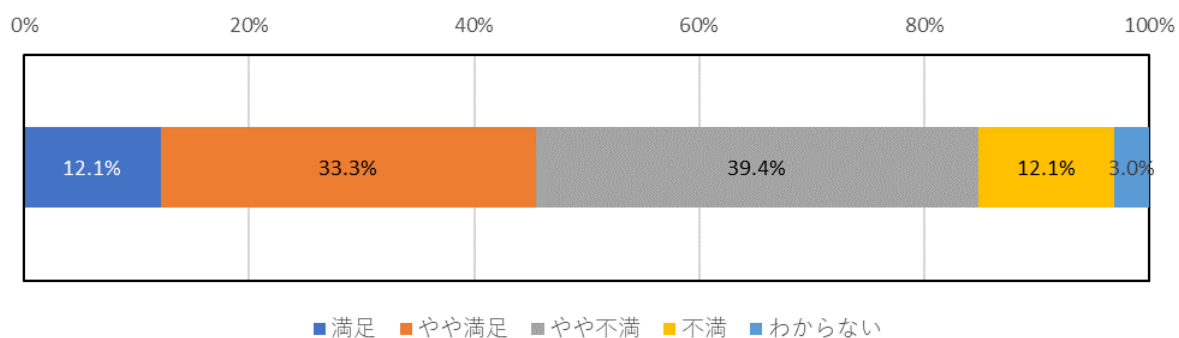


《 小学生の保護者 》



(9) 子育て環境・支援の満足度

本町の子育て環境・支援の満足度は「やや不満」が 39.4%と最も多く、次いで「やや満足」が 33.3%となっています。



4 第2期計画の評価

第2期幌加内町子ども・子育て支援事業計画は、次の4つの基本目標に基づいて、計画的、総合的に各種施策の展開を進めました。ここでは、計画に盛り込まれている施策ごとの事業進捗状況を評価します。

基本理念：子育てしやすい笑顔あふれる町 【評価】○：達成 △：一部達成 ×：未達成

基本目標	基本施策	施策の展開：取組事項	R6 目標	R6 評価
子育て家庭の支援	子育て支援サービスの充実	子育て教室	実施	○
		地域子育て支援拠点事業	実施	○
		利用者支援事業	検討	×
		ファミリー・サポート・センター事業	検討	×
		子育て短期支援事業	検討	×
	保育サービスの充実	認可外保育事業	実施	○
		一時預かり事業	検討	×
		延長保育事業	検討	×
		病児保育事業	検討	×
		保育士処遇改善特例事業	実施	○
		児童支援員研修補助事業	実施	○
		実費徴収に係る補足給付事業	検討	×
		多様な主体が本制度に参入する事業	検討	×
	保育料の軽減	認可保育所無料化事業	実施	○
	多子世帯への経済支援	児童養育手当事業	実施	○
	仕事と子育ての両立の推進	産前産後休暇・育児休暇の広報活動の推進	実施	○
こどもを健やかに生み育てる環境づくり	出産の喜びを共有	児童出産祝金支給事業	実施	○
		ウェルカム赤ちゃん事業	実施	○
	妊娠・出産に関する安全性の確保	母子健康手帳の交付	実施	○
		妊産婦訪問指導	実施	○
		妊婦健康診査事業	実施	○
	こどもと親の健康確保	乳児家庭全戸訪問事業	実施	○
		乳幼児健康診査	実施	○
		乳幼児健康相談	実施	○
		予防接種事業	実施	○
		ママと赤ちゃんのお食事教室	実施	○
		幼児フッ化物塗布	実施	○
		むし歯予防教室	実施	○

基本目標	基本施策	施策の展開：取組事項	R6 目標	R6 評価
こどもの健全育成のための環境整備	児童の健全育成	青少年健全育成事業	実施	○
		子供育成会助成事業	実施	○
		こどもの地域活動ボランティア	実施	○
		放課後児童健全育成事業	実施	○
		放課後児童教室	実施	○
		世代間交流事業	実施	○
	家庭や地域の教育力の向上	家庭教育支援	実施	○
		各種講演事業	実施	○
	思春期保健対策の充実	思春期保健講座	実施	○
こどもと子育てに優しいまちづくり	こどもの安全・安心の確保	家庭における不慮の事故防止に係る啓発活動	実施	○
		遊び場・遊具の安全確認	実施	○
		安全な道路交通環境の整備・点検	実施	○
		交通安全教室	実施	○
		交通安全街頭啓発・指導員街頭指導	実施	○
		チャイルドシート助成	実施	○
	児童虐待防止対策の充実	育児不安・虐待発見のスクリーニング	実施	○
		すくすくしあわせネットワーク協議会 (要保護児童対策地域協議会)	実施	○
	母子家庭等の自立の促進	母子家庭自立に向けた各種制度の周知	実施	○
		遺児手当事業	実施	○
	障がい者施策の充実	養育支援訪問事業	実施	○
		巡回児童相談	実施	○
		障害福祉サービス	実施	○
		在宅障害児施設通所費助成事業	実施	○
		補装具支給事業	実施	○
		日常生活用具支給事業	実施	○
		日中一時支援事業	実施	○

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会の全ての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることとされています。

そのような中、本町では令和2年度から第2期計画を推進し、本町のこどもが健やかに育ち、全ての家庭が自信をもって子育てができるよう努めてきました。

本計画においてもこれらの取組を継続するとともに子ども・子育て支援に関する取組を充実させ全ての家庭が安心して子育てできるよう第2期計画の基本理念を継承し、次のとおり基本理念を設定します。

(基本理念)

子育てしやすい笑顔あふれる町

2. 基本目標と基本施策

子育てしやすい笑顔あふれる町

基本目標	基本施策
1. 子育て家庭の支援	(1)子育て支援サービスの充実 (2)保育サービスの充実 (3)子育て世帯への経済支援 (4)仕事と子育ての両立の推進
2. 子どもを健やかに生み育てる環境づくり	(1)出産の喜びを共有 (2)妊娠・出産・育児に関する取組 (3)子どもと親と健康確保 (4)不妊に対する取組
3. 子どもの健全育成のため環境整備	(1)児童の健全育成 (2)家庭や地域の教育力の向上 (3)思春期保健対策の充実 (4)保育人材の確保
4. 子どもと子育てに優しいまちづくり	(1)子どもの安全・安心の確保 (2)児童虐待防止対策の充実 (3)母子家庭等の自立の促進 (4)障がい者施策の充実

3. 施策の展開

基本目標① 子育て家庭の支援

すべての子育てをしている家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。子育てすることにより、享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや地域資源が十分に発揮できる仕組みづくりを推進します。

また、本町においても女性の社会進出に伴い、子育てをしながら就労する母親が増えていることから、仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動を推進します。

(1) 子育て支援サービスの充実

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
子育て教室	実施	継続	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業	実施	継続	保健福祉課
利用者支援事業(こども家庭センター型)	未実施	令和9年度より実施予定	保健福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	未実施	検討	保健福祉課
子育て短期支援事業	未実施	令和7年度より実施	保健福祉課

(2) 保育サービスの充実

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
認可外保育事業	実施	継続	保健福祉課
一時預かり事業	未実施	検討	保健福祉課
延長保育事業	未実施	検討	保健福祉課
病児保育事業	未実施	検討	保健福祉課
実費徴収に係る補足給付事業	未実施	検討	保健福祉課
多様な主体が本制度に参入する事業	未実施	検討	保健福祉課

(3) 子育て世帯への経済支援

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
保育所保育料無料化事業	実施	継続	保健福祉課
保育所利用者に係る副食費無料化事業	実施	継続	保健福祉課
児童養育手当事業	実施	継続	保健福祉課
乳幼児等医療費の助成	実施	継続	住民課

(4) 仕事と子育ての両立の推進

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
産前産後休暇・育児休暇の広報活動の推進	実施	継続	保健福祉課

基本目標② 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康診査や健康相談・家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

(1) 出産の喜びを共有

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
児童出産祝金支給事業	実施	継続	保健福祉課
ウェルカム赤ちゃん事業	実施	継続	保健福祉課
指定ごみ袋支給事業	実施	継続	保健福祉課

(2) 妊娠・出産・育児に関する取組

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
母子健康手帳の交付	実施	継続	保健福祉課
妊婦訪問指導	実施	継続	保健福祉課
妊婦健康診査	実施	継続	保健福祉課
産婦健康診査	実施	継続	保健福祉課
妊産婦健康診査等交通費助成事業	実施	継続	保健福祉課
産後ケア事業	実施	継続	保健福祉課
母子保健当交通費助成事業	実施	継続	保健福祉課

(3) 子どもと親の健康確保

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
新生児聴覚検査助成事業	実施	継続	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	実施	継続	保健福祉課
乳幼児健康診査(相談事業も含む)	実施	継続	保健福祉課
予防接種事業	実施	継続	保健福祉課
ママと赤ちゃんのお食事教室	実施	継続	保健福祉課
幼児フツ化物塗布	実施	継続	保健福祉課
むし歯予防教室	実施	継続	保健福祉課
産婦訪問指導	実施	継続	保健福祉課

(4) 不妊に対する取組

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
不妊治療費助成事業	実施	継続	保健福祉課
不育症治療費助成事業	実施	継続	保健福祉課
母子保健等交通費助成事業	実施	継続	保健福祉課

基本目標③ 子どもの健全育成のための環境整備

子どもが自己を確立し、調和のとれた人間として成長するには、家庭、保育所、学校、地域が連携し、本来持っている教育力の活性化を図る必要があります。

家庭においては、将来の人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実するとともに、親子のふれあいを重視した取り組みを進めます。

子育て家庭において、親が安心して働き、子どもを預けるために保育士不足を解消し、就労支援と必要な助成措置を行うことにより、保育人材の確保に努めます。

学校においては、個性を生かす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育てていくとともに、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域においては、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や生活体験などを、地域の教育資源等を活用しながら、子どもが自らの意思で挑戦する機会を広げていきます。

これから親となる若い世代に対して、心身の健全な成長を支援する思春期保健対策の継続を図ります。

(1) 児童の健全育成

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
青少年健全育成事業	実施	継続	教育委員会
子供育成会助成事業	実施	継続	保健福祉課
子どもの地域活動ボランティア	実施	継続	教育委員会
放課後児童健全育成事業	実施	継続	保健福祉課
世代間交流事業	実施	継続	教育委員会

(2) 家庭や地域の教育力の向上

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
家庭教育支援	実施	継続	教育委員会
各種講演事業	実施	継続	教育委員会 保健福祉課

(3) 思春期保健対策の充実

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
思春期保健講座	実施	継続	保健福祉課

(4) 保育人材の確保

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
保育人材確保支援事業	実施	継続	保健福祉課

基本目標④ 子どもと子育てに優しいまちづくり

地域で育つ子どもたちが、安心して遊び・学ぶことができるよう、生活環境を整えていくとともに、子育てに配慮した総合的なまちづくりをめざします。

全国的に増加傾向にある児童虐待について、本町においても関係機関が連携を密にし、未然防止と相談体制の充実に努めます。併せて、母親の心身の負担や育児の孤立を防ぐため、母親同士の交流の場の確保、母親を支える地域の体制づくりを進めます。

また、ひとり親家庭の状況やニーズには多様性があり、きめ細やかな支援が必要とされており、自立促進や子どもの健全育成を図り、子育てと就労の両立を支援することが求められ、相談体制の充実と福祉サービスの情報提供を推進します。

(1) 子どもの安全・安心の確保

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
家庭における不慮の事故防止に係る啓発活動	実施	継続	保健福祉課
遊び場・遊具の安全確認	実施	継続	教育委員会
通学路の点検	実施	継続	教育委員会 保健福祉課
交通安全教室	実施	継続	住民課
交通安全街頭啓発・指導員街頭指導	実施	継続	住民課
チャイルドシート助成	実施	継続	住民課

(2) 児童虐待防止対策の充実

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
育児不安・虐待発見のスクリーニング	実施	継続	保健福祉課
すくすくしあわせネットワーク協議会 (要保護児童対策地域協議会)	実施	継続	保健福祉課

(3) 母子家庭等の自立の促進

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
母子家庭等の自立に向けた各種制度の周知	実施	継続	保健福祉課
遺児手当事業	実施	継続	保健福祉課

(4) 障がい者等施策の充実

取組事項	R6 現状	R11 目標	担当課
養育支援訪問事業	実施	継続	保健福祉課
巡回児童相談	実施	継続	保健福祉課
障害福祉サービス	実施	継続	保健福祉課
在宅障害児施設通所費助成事業	実施	継続	保健福祉課
補装具支給事業	実施	継続	保健福祉課
日常生活用具支給事業	実施	継続	保健福祉課
日常一時支援事業	実施	継続	保健福祉課
在宅障害児療育費助成事業	実施	継続	保健福祉課

第4章 計画の策定にあたって

1. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく子ども・子育て支援制度の概要は下記のとおりです。

子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付	
	児童手当等に基づく児童手当等の給付	
	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、へき地保育
	子育てのための施設等利用給付	
	私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化	
	妊婦のための支援給付(令和7年4月1日施行)	
	妊婦の認定時及び子どもの人数届出時に給付金を支給	
	乳児等のための支援給付(令和7年4月1日施行)	
	こども誰でも通園制度	
その他の子どもに必要となる支援を養育している子ども及び子どもを	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業【こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型追加】	
	②地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	
	⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
	⑧一時預かり事業	
	⑨時間外保育事業	
	⑩病児保育事業(病児・病後児保育事業)	
	⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	⑭子育て世帯訪問支援事業【新規:令和6年4月1日施行】(努力義務)	
	⑮児童育成支援拠点事業【新規:令和6年4月1日施行】(努力義務)	
	⑯親子関係形成支援事業【新規:令和6年4月1日施行】(努力義務)	
	⑰妊婦等包括相談支援事業【新規:令和7年4月1日施行】(努力義務)	
	⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規:令和7年4月1日施行】	
	⑲産後ケア事業【新規:令和7年4月1日施行】(努力義務)	
	仕事・子育て両立支援事業	
	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	
	働き方等の多様性に対応した子育て支援事業【令和8年10月1日施行】	
	1歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援	

(1) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付(施設型給付、地域型保育給付)に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性 なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性 あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、 地域型保育

(2) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢 保育の必要性	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途に認められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定子ども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定	・満3歳未満の子ども ・別途に認められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

2. 教育・保育提供区域の考え方について

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需要調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情など社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本計画においては、第2期幌加内町子ども・子育て支援事業計画で設定した区域を継承し、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業提供区域を次のとおり設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	提供区域
1号認定(3～5歳)	全町 (1地区)	現況の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、幌加内町内を1区域とします。
2号認定(3～5歳)		
3号認定(0～2歳)		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業名	提供区域	提供区域
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) ③妊産婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業 ⑱乳幼児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ⑲産後ケア事業	全町 (1区域)	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、幌加内町内を1区域とします。

3. 児童人口の将来推計

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。
合計でみると、就学前児童数及び小学校児童数ともに令和7年度からおおむね減少する見込みとなっています。

■ 就学前児童数の推計値

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	4	3	3	3	3	3
1 歳	4	4	3	3	3	3
2 歳	7	4	4	3	3	3
3 歳	7	7	4	4	3	3
4 歳	4	8	7	4	4	3
5 歳	5	4	8	7	4	4
合計	31	30	29	24	20	19

※実績値：住民基本台帳、推定値：近年の人口動態による推定

■ 小学校児童数の推計値

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
6 歳	7	5	4	8	7	4
7 歳	8	7	5	4	8	7
8 歳	4	8	7	5	4	8
9 歳	5	5	8	7	5	4
10 歳	11	5	5	8	7	5
11 歳	7	11	5	5	8	7
合計	42	41	34	37	39	35

※実績値：住民基本台帳、推定値：近年の人口動態による推定

4. 教育・保育の量の見込みと確保策

(1) 1号認定(3歳以上／幼稚園・認定子ども園)

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	0	0	0	0	0
1号認定		0	0	0	0	0
2号認定で 教育の意向が強い		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

《 確保方策の考え方 》

町内には幼稚園・認定子ども園がないため、1号認定は広域入所での受け入れを確保方策とします。

これまでの実績を考慮し、量の見込みを0としてますが、利用希望者がいれば随時対応していきます。

(2) 2号認定(3歳以上／保育所・認定子ども園・へき地保育所)

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	18	17	12	11	10
確保方策 ②		29	29	29	29	29
過不足(②－①)		11	12	17	18	19

《 確保方策の考え方 》

2号認定は「双葉保育園」及び「みゆき保育所」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(3) 3号認定(3歳未満／保育所・認定子ども園・へき地保育所)

① 2歳

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	4	4	3	3	3
確保方策 ②		4	4	4	4	4
過不足(②－①)		0	0	1	1	1

② 1歳

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	4	3	3	3	3
確保方策 ②		4	4	4	4	4
過不足(②－①)		0	1	1	1	1

③ 0歳

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	1	1	1	1	1
確保方策 ②		3	3	3	3	3
過不足(②－①)		2	2	2	2	2

《 確保方策の考え方 》

2号認定は「双葉保育園」及び「みゆき保育所」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・共同体づくりなどの地域連携を行う「基本型」、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター型」の3つの類型があり、令和7年度から伴走型相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されます。

■利用者支援事業の実施箇所数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型		0	0	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型		1	1	1	1	1

《確保方策の考え方》

令和7年度から妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業により妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談に応じます。また、令和9年度よりこども家庭センターを設置予定のため、こども家庭センター型の利用者支援事業も開始見込みです。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人回／月	10	10	10	10	10
確保方策 ②		15	15	15	15	15
過不足(②－①)		5	5	5	5	5

《確保方策の考え方》

幌加内町地域子育て支援センター(社会福祉法人恵信福社会委託)での受け入れを確保方策とします。

これまでの受け入れ実績を考慮すると、子育て支援センターの受け入れ体制で量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(3) 妊産婦健康診査事業

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

産婦健康診査は、産婦の身体機能回復、精神状態の把握等を行う産婦に対する健康診査を実施する事業です。

■妊産婦健康診査の健診回数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人回	40	40	40	40	40
確保方策 ②		70	70	70	70	70
過不足(②－①)		30	30	30	30	30

《確保方策の考え方》

本町では、妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診券を発行し、受診している産婦人科にて健康診査を行っています。

今後も当事業を継続して実施し、妊婦及び産婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	5	5	5	5	5
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足(②－①)		5	5	5	5	5

《確保方策の考え方》

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保を図るとともに、乳児のいる世帯の訪問を通じて子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

本町では当事業の量の見込みは出さず、養育支援が特に必要な家庭に対して個別に指導・助言を行う等の対応を行ってきました。

今後も養育支援が必要な家庭に対してはきめ細かな対応を行います。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

■子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人月	1	1	1	1	1
確保方策 ②		1	1	1	1	1
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

■子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)の利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人月	2	2	2	2	2
確保方策 ②		2	2	2	2	2
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

本町には児童福祉施設はありませんが、近隣の施設と委託契約を行い令和7年度より事業を開始することとしました。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

本町では当事業を行っておらず、量の見込みは設定していませんが、本事業を必要とする保護者には、近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなど対応を検討します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業(幼稚園型)の延べ利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

■一時預かり事業(幼稚園型以外)の延べ利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

一時預かり(幼稚園型)及び一時預かり(幼稚園型以外)は計画期間内において利用はないと見込んでいます。

(9) 延長保育事業(時間外保育事業)

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

■延長保育事業(時間外保育事業)の利用人数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②－①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

延長保育事業(時間外保育事業)は計画期間内において利用はないと見込んでいます。

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の利用により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

■病児保育事業の延べ利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人月	5	5	5	5	5
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②－①)		△ 5	△ 5	△ 5	△ 5	△ 5

《確保方策の考え方》

量の見込みでは病児保育事業の利用ニーズがある状況ですが、本町の保育施設及び医療施設では、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用人数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	20	22	18	18	18
1年生		5	6	4	4	4
2年生		5	6	4	4	4
3年生		4	4	4	4	4
4年生		2	2	2	2	2
5年生		2	2	2	2	2
6年生		2	2	2	2	2
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足(②－①)		20	18	22	22	22

《確保方策の考え方》

本町が社会福祉法人恵信福祉会に委託している放課後児童クラブ「ふたばクラブ」での受け入れを確保方策とします。

これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

これまで本町では保育料無料化及び副食費の助成を行ってきました。今後も継続し、保護者の負担を軽減していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

《確保方策の考え方》

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

《確保方策の考え方》

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする児童を把握した場合にはその状況に応じた支援を行います。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

《確保方策の考え方》

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

■妊婦等包括相談支援事業の相談回数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	回	15	15	15	15	15
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足(②－①)		5	5	5	5	5

《確保方策の考え方》

保健師が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

現在の「子どものための教育・保育給付」とは別に、親が就労していない場合でも保育園や認定子ども園・幼稚園などで、時間単位でこどもを預けられるようにする制度です。

なお、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に当事業は位置づけられています。

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人	1	1	1	1	1
0歳		1	1	1	1	1
1歳		0	0	0	0	0
2歳		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	1	1	1	1
0歳		0	1	1	1	1
1歳		0	0	0	0	0
2歳		0	0	0	0	0
過不足(②－①)		-1	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

令和7年度中に当事業の方向性の検討及び事業実施準備を進め、令和8年度より当事業を開始するように努めます。

(19) 産後ケア事業【新規】

産後退院後から産後11カ月までの間に、助産師による授乳方法や心身のケア、育児のサポートなど幅広い支援を行います。

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み ①	人日	20	20	20	20	20
確保方策 ②		30	30	30	30	30
過不足(②-①)		10	10	10	10	10

《確保方策の考え方》

町外の助産院への委託により産後ケア事業の提供体制を確保し、産後の体調不良や育児に不安のある方を支援します。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

しかし、本町の状況を勘案すると、私立の保育園においては、運営者の事業に対する考え方や方針があり、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考え、保育園から認定こども園への移行については、運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

支援を必要とする子どもに対しては、幌加内町障がい福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

全ての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

また、子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

加えて、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 保育所と小学校等との連携

町内の保育所、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

7. 子どもの貧困対策の推進(幌加内町子どもの貧困対策計画)

「国民生活基礎調査」によると、日本の子どもの貧困率は、平成 24 年に過去最悪の 16.3%、令和 3 年には 11.5%に減少しているものの、子どもの 8 人に 1 人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしており、今なお、支援を必要とする子どもやその家族が多い状況となっています。

そうした中、平成 26 年 1 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、北海道では平成 27 年 12 月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」が策定され、全ての支援の出発点である相談支援をはじめ、教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労支援・経済的支援の 5 つの柱に沿って、実効性のある取組が進められています。

本町においても、すべての子どもが、現在及び将来、生まれ育った環境に左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、子どもの成長段階に応じた切れ目のない必要な施策を推進します。

8. 関係施策の推進

以下の内容については、次世代育成支援行動計画から継続して、取り組んでいるものが含まれており、第4章などの計画に盛り込んでいきます。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時(原則一歳到達時)からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、北海道が行う施策との連携を図り、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

幌加内町すくすく・しあわせネットワーク協議会において児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めるとともに、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整、児童福祉及び母子保健に関する情報交換、連携及び相談体制の強化に努めます。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援を推進するため、自立に必要な情報を提供できる相談体制の確保に努めます。

福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたる支援が必要なため、北海道などの関係機関との協力・連携の強化に取り組みます。

③ 障がい児施策の充実等

一人ひとりにあわせた適切なサービス提供体制の整備と併せて、町民の障がい児への理解が必要です。そのため、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策を連携し、総合的に推進します。また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 住民や地域・関係団体等との連携

地域における子育て支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、町が本計画に基づき、安心安全な子育て支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や地域・関係団体等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのため、町の広報やホームページ等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、子育て施策や母子保健活動、相談事業等を通じて、子育て家庭の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、計画の取り組みを推進します。

(2) 庁内における推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたっており、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、各分野との連携を強化して情報の共有化を図り、改善すべき課題等の共通認識を持ち、本計画を推進していきます。

(3) 近隣市町村との連携体制

教育・保育のニーズに係る地域子ども・子育て支援事業量の確保及び推進にあたっては、町内及び町外の利用を踏まえ、近隣市町村と調整を図りながら、他市町村との連携による受入れ等も含めた事業の推進に取り組みます。

(4) 北海道との連携体制

近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて北海道が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けては、計画の進捗状況を定期的に点検・評価する等、着実な推進を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

そのため、「幌加内町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況についての報告を行い、意見を聴くことといたします。

また、計画の着実な推進や各種サービスの円滑な利用に向けて、子育てに関する各種制度の周知を図るとともに、必要に応じて調査を行い、教育・保育サービスへの要望の把握に努めてまいります。